

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年7月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 ヨシザワ工業

(1) 届出業者名等

京都市左京区静海市原町390番地7

ヨシザワ工業

吉澤 英明

(2) 変更事項（営業所の変更）

京都市左京区一乗寺出口町2番地から京都市左京区静海市原町390番地7に変更

2 有限会社繁田工業

(1) 届出業者名等

京都市西京区川島三重町123番地1

有限会社繁田工業

代表取締役繁田和夫

(2) 変更事項（営業所の変更）

京都市西京区川島流田町80番地の61から京都市西京区川島三重町123番地1に変更

(上下水道局下水道部管理課)